山口県総合交通センターに設置する自動販売機設置事業者公募参加説明書　　(総合評価)

１　公募概要

 (1) 設置自動販売機の種類

　 　食品用自動販売機

 (2) 設置場所及び設置台数等

　　 別紙「設置内容一覧表（山口県総合交通センター）」のとおり

 (3) 設置期間

　　　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

　　　ただし、設置期間の満了前であっても、山口県（以下「県」という。）が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、行政財産使用許可を取り消し、原状回復させることがある。

　　　なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

(4)　選考の基準となる項目

山口県の県有施設に設置する自動販売機の設置業者の選定に当たっては、「山口県ふるさと

産業振興条例」に基づき、県産品等の積極的な活用、県施策への協力などの地域貢献等、様々

な要素を選考の基準となる項目とする。

２　設置条件

 (1) 自動販売機の規格等

　　①　可能な限り山口県が制定した「グリーン購入ガイド (令和６年度)」に配慮した製品とすること。

　　②　転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」(ＪＩＳ規格)及び「自動販売機据付規準（改訂版）２０２０年」(清涼飲料自販機協議会)を遵守した措置を講ずること。

 (2) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。また、県が庁舎管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

３　売上手数料率

　　①　選考対象となる売上手数料率は、１％以上とする。

　　②　契約する売上手数料率（売上手数料の算定に適用する売上手数料率）は、令和元年１０

月からの軽減税率制度の実施により、前記①の選考対象となる売上手数料率に１１０／

１０８を乗じ、小数第３位以下を切り捨てた率とする。

４　販売価格

　　　メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

５　自動販売機設置に伴う必要経費

 (1) 行政財産使用料

　　①　行政財産使用料は、自動販売機及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積により山口県使用料手数料条例（昭和３１年山口県条例第１号）の定めるところにより算定した額をもって使用料とする。

　　②　行政財産使用料は、県が発行する納入通知書により、指定期日までに全額納入すること。

　　　　※　参考：令和７年度の１㎡当たりの年間使用料

　　　　　　山口県総合交通センター：１９，９９４円

　　　　なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

 (2) 売上手数料

　　①　売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（税込）に、前記３の②の契約する売上手数料率（売上手数料の算定に適用する売上手数料率）を乗じた額とする。

　　②　売上手数料は、県が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

　　③　設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、指定した期日までに書面により県に報告すること。

 (3) その他の必要経費

　　①　自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者負担とする。

　　②　自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、県が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

　　　　なお、電気使用料の額は、設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に県が締結した電気事業者との契約に基づき計算した額とする。

６　使用条件

　　使用期間前及び使用期間中は、常時、次のことを遵守すること。

 (1) 行政財産使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。

 (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

 (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、県の指示に従うこと。

(4)　菓子類等販売品目は、栄養補助食品、菓子からそれぞれ1品目以上を販売すること。容器については、紙類、プラスチック製の容器包装のものとする。また、酒類及び生物を含んだ菓子類等は販売行わないこと。

(5)　県産品については、自動販売機の設置時及び他の商品に交換する場合には、現物により県

　　に確認を取ること。また、公募時の販売品目一覧表の商品と異なる商品に交換する場合は　「山口県産品販売証明書（様式第７号）」を提出すること。※商品に県産品であることが明らかに分かる表示がある場合は提出不要。

７　公募に参加できる者の資格

　　公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

 (1) 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

 (2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

 (3) 山口県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。

（4） この公告の日から選考の日までの間のいずれの日においても県が実施する自動販売機設置業者公募への参加停止を受けていないこと。

 (5) この公告の日から選考の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

 (6) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

 (7) 山口県における県税、及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を完納していること。

８　公募手続等

この公募に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 法　　人 | 個　　人 |
| ① | 応募申込書（様式第１号） | ○ | ○ |
| ② | 誓約書（様式第２号） | － | ○ |
| ③ | 提案書（様式第３号）　※１ | ○ | ○ |
| ④ | 販売品目一覧表（様式第４号）　※２ | ○ | ○ |
| ⑤ | 山口県産品販売証明書（様式第７号）　※３ | △ | △ |
| ⑥ | 自動販売機のカタログ | ○ | ○ |
| ⑦ | 登記事項証明書（現在事項全部証明書） | ○ | － |
| ⑧ | 納税証明書　※４ | ○ | ○ |
| ⑨ | 直前１年間の決算書類　※５ | ○ | ○ |
| ⑩ | 県内の営業所等の一覧表（任意様式） | ○ | ○ |
| ⑪ | 委任状（様式第８号） | ○ | ○ |
| ⑫ | 暴力団排除に関する誓約書（様式第９号） | 〇 | 〇 |

※１　③提案書（様式第３号）は封筒に入れ封をし、表に、公募名称、物件番号、応募者の所在地及び商号を記載すること。

※２　④販売品目一覧表（様式第４号）及び⑥自動販売機のカタログは、設置を予定している自動販売機ごとに作成すること。

※３　⑤山口県産品販売証明書（様式第７号）は県産品の販売を予定している自動販売機ごとに製造者等に作成してもらい提出すること。また、製造者等の県産品証明であれば様式は問わない。なお、商品に県産品であることが明らかに分かる表示がある場合は、山口県産品販売証明書の提出は要しないが、県産品であることが分かるカタログ等を提出すること。

※４　⑧納税証明書は、下記のものを提出すること。

法人の場合、

・山口県における県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書

・国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類はその３の３）

個人の場合、

・山口県における県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書

・個人県民税について滞納がないことが確認できる山口県内の市町長の証明書

・国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類はその３の２）

※５　⑨直前１年間の決算書類は、下記のものを提出すること。

法人の場合、貸借対照表、損益計算書

個人の場合、青色申告者…損益計算書、資産負債額調（貸借対照表）

　　　　　　白色申告者…収支内訳書、貸借対照表（様式は任意）

※　⑤～⑨については写しでも可。また、⑤、⑦及び⑧については、発行日から３カ月以内のもの。

 (2) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

　　①　提出期間　　令和６年１２月９日（月）から令和７年２月７日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで（必着）

　　②　提出場所　　山口県警察本部警務部会計課

　　　　　　　　　　〒７５３－８５０４　山口市滝町１－１　山口県警察本部　4階

　　　　　　　　　　電　話（０８３）９３３－０１１０　ＦＡＸ（０８３）９２５－８０５０

　　③　提出方法　　郵送（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）又は持参

 (3) 本書に対する質問の受付

本書について疑義がある場合は、県に対して説明を求めることができる。

1. 受付期間　令和６年１２月９日（月）から令和７年２月６日（木）まで（閉庁日を除く）の午前９時から午後５時まで
2. 方　　法　「公募参加説明書等に対する質問・回答書（様式第６号）」によりＦＡＸすること。
3. 宛　　先　　山口県警察本部警務部会計課　　ＦＡＸ（０８３）９２５－８０５０

　　④　選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

９　選　考

 (1)選考日

　　２月１０日（月）から2週間程度を目途に選定を行う。

 (2) 設置予定事業者の決定方法

提出された提案書等を山口県警察本部が実施する自動販売機設置事業者の選定審査委員会で総合的に審査し、最も優れた提案書を提出した者を設置予定事業者とする。

応募者が１名の場合でも選考を行う。

また、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、通知後２日以内に上記８（２）②の宛先にＦＡＸにより、説明を求める書面を提出することができる。

 (3) 主な審査項目及び配点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 説　　　明 | 配点 |
| 売上手数料率 | 売上げのうち県に支払う手数料割合 | ２０ |
| 自動販売機の機能 | 環境配慮、省エネ、災害対応、ユニバーサルデザイン等 | １０ |
| 県産品の販売 | 県産品の取扱い | ３０ |
| 販売品の内容 | 様々なニーズに応えた種類・品揃え | ５ |
| 業務対応体制 | 販売品の補充、ゴミの回収、緊急時・故障時の対応 | ５ |
| 地域貢献度 | 県の事業への協力、当施設への協力、県への寄付 | ２０ |
| その他 | その他有益な提案 | １０ |
| 合　計 |  | １００ |

・「県産品」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

1. 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物（水を含む。）又は県内で製造され、若しくは加工された製品

②　①に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された製品

　　　　　　※水を原材料とする製品は、水が商品として販売されるものに限る（ナチュラルウ

　　　　　　　ォーター等）。

　　・「県への寄付」とは、環境、福祉、犯罪被害者支援等の県事業に関連する関係団体等への寄

付を含む（公告日前の過去１年以内に寄付した実績及び公告日から令和１０年３月までの自

動販売機の設置期間中に寄付を予定しているものとする。）。

寄付証明書等の提出は不要であるが、実績確認のため必要に応じて寄付証明書等の提出等を

求めることがある。

(4) 提出した提案書の差し換え、変更又は取消しをすることができない。

 (5) 提案書等提出書類の返却は行わない。

 (6) 選考結果に対しての異議申立ては受け付けない。

 (7) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名を通知する。また、契約締結後、県ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

なお、必要に応じて、決定した設置事業者の総得点数を公表する場合がある。

10　選考の無効

　　次の提案は無効とする。

 (1) 公募に参加できる資格のない者の提出したもの

 (2) 公告及び公募説明書に示した諸条件に違反した者の提出したもの

 (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出したもの

 (4) ＦＡＸ又は電子メールによるもの

 (5) 記名のないもの

 (6) 必要な事項を確認できないもの

 (7) 同一人が同一事項又は同一物件について２以上の提案をしたもの

11　設置予定事業者の手続き

 (1) 契約書等作成の要否　　要

 (2) 契約保証金　　　　　　免除する。

 (3) 行政財産使用許可

設置事業者に決定した者は、令和７年３月７日(金)までに、行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各１通

①　行政財産使用許可申請書（山口県公有財産規則　第３号様式）

②　使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）

12　維持管理責任

次のことを遵守すること。

 (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係確認書（様式第５号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを県に提出すること。

 (2) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを県に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

 (3) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

 (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

13　原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を県に請求することはできない。

14 設置事業者の決定の取消し及び参加停止について

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

また、決定を取り消した日から３年以内の期間を定めて、県が実施する自動販売機設置業者公募への参加を停止し、これを公表することがある。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続又は契約の締結に応じなかった

場合

(2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

 (3) 県に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

 (4) 契約に違反した場合

15その他

設置事業者は提案書の内容を遵守すること